

シンポジウム

論題 中世から近世へ

——法、政治をめぐる思想の変遷——

司会 広島大学 水田英実

提題：ビトリアの正当戦争の理論

上智大学 ホセ・ヨンパルト

提題：近世以降の思惟様式における存在者

——プロテスタンティズムを手がかりに

関東学院大学 藤田潤一郎

提題：西欧近世にみる開放的共存の思考様式

——スピノザにおける神権政治と民主政

東京大学 柴田寿子

(於 ノートルダム清心女子大学 2005.10.30)

司 会

水 田 英 実

今回も「中世から近世へ」という大きなテーマを取り上げることになった。3年掛りの計画の2年目である。副題を「存在論の変容」とした初年度に続いて、今回は「法、政治をめぐる思想の変遷」という観点から論じた。なお次回は「知のありかた」の側面から論じることが予定されている。

中世と近世の間にある連続と断絶の諸相を浮き彫りにする作業を通して、中世あるいは近世という枠組みそのものを問い直さざるをえなくなるであろうことは言うまでもない。しかもそれは決して容易でない。この課題は前回、存在論の変容という形而上学的な問題領域における存在と認識についての議論が展開されたときに既に顕在化していた。加えて今回は、副題に掲げた観点から問題を取り上げるために、中世哲学会の外から3人の提題者をお招きすることになった。提題者がいずれも非会員というシンポジウムは、初めてのはずである。つまり問題の困難さを象徴している。

じっさい中世哲学研究に関わる現会員の多くにとって、近代市民社会の成立を促した要因として、しばしばア・プリオリに前提される、マキアヴェッリやホブズ以後のいわゆる社会契約説などの理論に、それを熟知した上で批判するという仕方に関与することは、恐らく余りない。しかしながら今回の提題には、近現代の西欧思想史の、なかんずく政治思想史の「ア・プリオリ」に異を唱え、近代を相対化させようとする意図がある。そうすることができたとき、中世思想を全般にわたって捉えなおすという、参加者全員にとっての共通の課題が、あらためて提示されるであろうからである。今回のシンポジウムが狙った成果は、この点に存している。

ヨンパルト氏は、16世紀スペインのピトリアを取り上げる。ピトリアは異教的世界をキリスト教的世界（ただしプロテスタンティズムの出現により既に分裂）から排除することなく、全世界を意識しえた思想家であったけれども、戦争捕虜がキリスト教徒でなければ奴隷にしてもよい（『戦争の問題』）とし、また「戦争をする法・権利」を容認するその法理論は、日本の平和憲法とは理念を異にする現実的な理論であって、侵略を受ける恐れのみで出動を可とする現行の自衛隊法を肯定しているとも指摘する。ピトリアの論法は聖書ではなく理性を論拠とする点でまさに世俗的である。しかしこの二つの論拠を区別するスコラ哲学に世俗化の始まりを見出しうること、また理性を優先するホブズがじっさいには聖書から多数の引用（『リヴァイアサン』において678箇所）をしていることを考慮するとき、世俗化の意味の問い直しなど、多面的な歴史的理解の必要性が示唆される。

藤田氏は、プロテスタンティズムの思惟様式において中世から近世への転回が積極的にとらえられているとみた上で、「主体性が真理である」と主張するケルケゴールに代表されるプロテスタント的傾向の中に、存在の根源への問いを棄却した近世的思惟のたどる隘路を描出してみせる。そこから中世思想の研究は、西洋政治思想史における近世の相対化をもたらし、生の現実における思索を可能にすると意義づけている。

柴田氏は、スペインからの独立をはかった17世紀オランダの混乱期を生きたスピノザの思想を取り上げる。個人主義的近代社会契約論を確立すると同時に、モーセ以来の神権政治の研究（『神学政治論』）を展開するスピノザは、ユダヤ教思想を継承しているのである。聖書と理性はともに論拠として用いられる。世俗主義的にみえる17世紀の社会契約論は、スピノザの場合に限らず、背景に詳細な聖書解釈をもち、古代

ユダヤの法・制度や旧約の研究を伴うと言われるのは、ホップズにおいても同様である。しかし、イスラーム民主主義者が「神権民主主義」を語る現在、スピノザの政治思想は注目に値する。ひいては中世思想の多元性を考慮に入れて、その歴史的な理解を進める必要があることがいっそう強く示唆されると言わなければならない。

提題

ビトリアの正当戦争の理論

ホセ・ヨンパルト

はじめに

16世紀のビトリアの研究にあたり、われわれは21世紀現在の視点で考えざるを得ない面がある。しかしながら、歴史や過去の思想を正しく評価するために、当時の、そしてできればそれ以前の思想と社会的諸状況を考慮すべきである。また、このような研究は当時の残存する原史料によってなされるべきである。というのは翻訳によって研究しても、翻訳は翻訳者の近代的な「解釈」であり、それが正当かどうか問題となるからである。例えばラテン語の *servus* という言葉は、古代ローマでもビトリアの時代でも使われていたが、同じ言葉・文字であっても、その意味内容は変化してきた。古代ローマの *servus* は「奴隷」または *slave* と理解しても良いが、13世紀トマス・アクィナスの時代ではもはや、同じように理解されてはいなかった。しかし近代語に翻訳すると、その捉え方の変化は表現されないことになる。

I ビトリア (Francisco de Vitoria, 1493-1546) 時代の思想・制度的状況

1) 当時、キリスト教的世界 (*orbis christianus*) 対異教世界という発想が当然の時代であったが、ビトリアによって「全世界 (*totus orbis*)」への転換が行われた。

2) 当時、世界には二人の統治者 (教皇と皇帝)、二つの権力ないし権能 (霊的 *potestas* と世俗的な *potestas*) があることは当然とみなされていた。しかも、月はその光を太陽からもらうように、皇帝は教皇 (教会) からその権能をもらうとされた。トマスは教会の承認 (*consensus*) なしに権力を握ったすべての君主は暴君であると